

〔4〕 P T Aの規約

さいたま市立大宮小学校P T A会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、さいたま市立大宮小学校P T Aと称し、事務所をさいたま市立大宮小学校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は、児童の健全な成長のために、保護者と教職員が一体となって児童教育の充実振興、会員相互の修養と親睦を図ることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 よい保護者、よい教職員となるために会員相互の修養と親睦を図る。
- 2 家庭と学校とが緊密に連絡をとり、児童の生活を指導する。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 児童の健康増進のために努める。
- 5 教育を充実するための研究・視察・調査に協力する。
- 6 各学年・各学級の諸活動に協力する。
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第4章 組織

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校教職員とする。

第5条 第3条の活動を行うために次の専門部をおく。

- 1 総務部 学年・学級活動、総会の運営その他各部に属さない事項に関すること。
- 2 文化安全指導部 会員相互の修養、並びに児童及び会員の福利厚生、児童の校外指導及び社会教育に関すること。

3 広 報 部 機関紙の発行その他広報活動に関する
こと。

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 5 名 (内1名は教頭)
- 3 幹 事 若干名
- 4 監 事 若干名
- 5 学 級 理 事 各学級3名 (総務部、文化安全指導部、
広報部のそれぞれの専門部員となり学
年理事を兼ねる。)
但し、複式学級はこの限りでない。
- 6 各学級理事長 1 名
- 7 各学年理事長 1 名 各学年副理事長 若干名
- 8 各専門部長 1 名 各専門副部長 2名
- 9 教員は、第5項の規定にかかわらず、学級理事とする。

第7条 学校長は、本会の顧問としてすべての会に出席して意見を述
べることができる。

第5章 役員を選出

第8条 会長、副会長、幹事、監事は、選考委員会の推薦により理事
会を経て総会で承認する。

第9条 選考委員は、副会長、幹事から若干名及び各学年理事長で構
成し、委員長は互選とする。

第10条 選考委員会は、第8条の役員を選考し、本人の承諾を得て総
会へ推薦する。

第11条 学級理事は、学級ごとに保護者より選出する。学級理事長は、
学級理事の互選とする。学級理事長は、総務部に所属し、他
の2名は、文化安全指導部、広報部に所属する。

第12条 各学年理事長、各学年副理事長は、学年理事会で学級理事長
より選出する。但し、副理事長1名は、学年主任とする。

第13条 各専門部長、各専門副部長は、各専門部において、部員より互選する。但し、副部長1名は、教職員とする。

第14条 教職員は、専門部員となる。

第15条 会長、副会長、幹事、監事を除く役員は、総会前にそれぞれ選出する。

第16条 会長、副会長、各専門部長、各学年理事長、幹事、監事は、兼任することはできない。

第6章 役員の任期

第17条 役員の任期（会長、副会長、幹事、監事を除く）は1年とし、再任は妨げない。但し、同一専門部長の再任は1回を原則とする。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員の任務

第18条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 幹事は、会計・書記に従事する。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 学級理事は、学級・学年諸活動に当たる。
- 6 学級理事長は、各学級に理事を代表して学級の諸活動の運営に当たる。
- 7 学年理事長は、当該学年の理事を代表して学年の諸活動の運営に当たる。
- 8 専門部員は、各専門部の諸活動に当たる。
- 9 専門部長は、各専門部を代表して諸活動の運営に当たる。

第8章 機関

第19条 本会に次の機関をおく。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1 総 会 | 2 理 事 会 | 3 学年理事会 |
| 4 学級理事会 | 5 専 門 部 会 | 6 運営委員会 |

第20条 総会は毎年1回開き、役員及び予算決定の承認並びに活動会

務の報告をする。必要に応じて臨時に開くことができる。

第21条 理事会は必要に応じて開催して、予算決定及び活動等重要な事項を審議する。

第22条 学年理事会、学級理事会は、随時開催して、それぞれ学年諸事項、学級諸事項について協議する。

第23条 専門部会は随時開催して、活動計画及び執行について協議する。

第24条 運営委員会は、会長・副会長・幹事・各学年理事長・各学年副理事長・各専門部長・各専門副部長で構成し、会長が随時招集して本会の活動について審議運営する。

尚、緊急止むを得ない事項については、運営委員会で審議執行する。

第25条 議事は出席者の過半数をもって決める。第19条の第1、2項の議長は会長、副会長を除く構成員から選び、第3、4、5、6項の議長は、招集者になる。

第9章 会計

第26条 本会の経費は、会費及びその他の収入を当てる。

第27条 会費は定額とし、月々定められた額を集金するものとする。

第28条

- 1 予算の款内流用は、運営委員会で決まる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 会長は、会計年度開始日から当年度の予算が総会において承認されるまでの間、暫定予算を策定し、執行することができる。ただし、その執行は、必要最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 3 会長は、会員から求めがあったときは、総会において、暫定予算の執行状況について報告する。
- 4 総会において予算が承認されたときは、暫定予算はこれに吸収されて失効し、暫定予算に基づく支出は、総会において承認された予算に基づいて執行されたものとみなす。

第10章 個人情報の取り扱い

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

付則 本会則は、令和4年5月6日に一部改正し、即日施行する。

さいたま市立大宮小学校PTA運営規程

第1条 さいたま市立大宮小学校に在籍する全PTA会員は、月額550円を納めるものとする。

付 則

- 1 本会則の改廃は総会の決議を経なければならない。
- 2 本会則実施に必要な諸規定の細則は、理事会の協議を経て定める。
- 3 本会則は昭和23年6月8日より実施する。
- 4 本会則は昭和36年5月21日一部改正し即日実施する。
- 5 本会則は昭和37年5月13日一部補足改正し即日実施する。
- 6 本会則は昭和41年3月6日一部補足改正し昭和41年4月1日より実施する。
- 7 本会則は昭和44年3月17日一部改正し昭和44年4月1日より実施する。
- 8 本会則は昭和55年4月28日一部改正し即日実施する。
- 9 本会則は昭和59年4月27日一部改正し即日実施する。
- 10 本会則は昭和62年5月8日一部改正し即日実施する。
- 11 本会則は平成3年4月30日一部改正し即日実施する。
- 12 本会則は平成4年3月11日一部改正し平成4年4月27日より実施する。
- 13 本会則は平成8年2月27日一部改正し平成8年4月1日より実施する。
- 14 本会則は平成10年5月6日一部改正し即日実施する。
- 15 本会則は平成13年4月27日一部改正し平成13年5月1日より実施する。
- 16 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。
- 17 本会則は平成16年2月13日一部改正し平成16年4月1日より実施する。
- 18 本会則は平成24年4月23日一部改正し即日実施する。
- 19 本会則は平成30年5月1日一部改正し即日実施する。
- 20 本会則は平成31年4月24日一部改正し即日実施する。

さいたま市立大宮小学校PTA慶弔規程

第1条 会員の慶祝及び弔意は、次の表により表す。

種 別	該 当 者	金 額	備 考
結 婚	教 職 員	5,000円	
出 産	教 職 員	5,000円	
死 亡	会 員・児 童	5,000円	
	教職員の子	5,000円	
	教職員の父母	5,000円	
病氣見舞	児 童・教職員	3,000円	連続10日以上入院 連続1ヶ月以上療養

第2条 その他、不慮の災害、特別な事情の場合は会長・副会長協議の上執行し、運営委員会に報告する。

付 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。
- 2 この規程は、平成4年4月27日より実施する。
- 3 この規程は、平成8年2月21日一部改正し即日実施する。
- 4 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。
- 5 この規程は、平成14年3月7日一部改正し即日実施する。

さいたま市立大宮小学校PTA旅費規程

第1条 会務による出張は、次の表により旅費を支給する。

区 分	支 給 額
交 通 費	実 費
食 費	実 費
宿 泊 費	5,000円

付 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。
- 2 この規程は平成4年4月27日より実施する。
- 3 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。
- 4 この規程は平成28年2月1日一部改正し即日実施する。

さいたま市立大宮小学校PTA同好会規程

第1章 名称と組織

第1条 本会は、大宮小学校PTA同好会と称し、本校PTA会員をもって組織し、事務所は大宮小学校内に置く。但し、元会員も参加することが出来る。

第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

第3章 役員

第3条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 PTA文化部長が兼任する。
- 2 副会長 若干名 同好会各部長が兼任する。
- 3 各部毎に
部長 1名
副部長 1名
会計 1名
幹事 2名

第4条 本会に、顧問をおくことができる。

第4章 役員任期

第5条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 会計

第6条 本会の経費はPTA補助金をもとに自主運営とする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- 1 同好会の「部」の新設及び改廃はPTA運営委員会で審議し、PTA会長が決定する。
- 2 同好会の規程の改廃については、同好会役員会及びPTA運営委員会で審議し、PTA会長が決定する。
- 3 各部に必要な細則は、各部ごとに定める。
- 4 同好会会長の任務は、各同好会の活動報告を受け（上期・下期の2回）運営委員会に報告する。
- 5 この規程は平成4年4月27日より実施する。
- 6 この規程は平成5年4月27日一部改正し即日実施する。
- 7 この規程は平成13年4月27日一部改正し即日実施する。
- 8 大宮市、浦和市、与野市の三市合併に伴い、校名をさいたま市立大宮小学校と改称し、平成13年5月1日即日実施する。

さいたま市立大宮小学校PTA個人情報取扱規則

第1条 さいたま市立大宮小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

（責 務）

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報

報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 P T Aは個人情報収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利 用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、P T A活動名簿作成、その他の文書の配付
- (2) 会員名簿、緊急連絡簿、役員名簿、登校班名簿の作成・運用
- (3) P T A行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
- (4) 広報誌、ホームページの作成などにおける写真掲載等
- (5) 関係機関及び関係団体からの依頼

(利用目的による制限)

第8条 P T Aは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 保有する個人情報は、漏洩を防止するために適切な状態を保持し保管する。また、取り扱いまたは持ち出す場合は漏洩防止策を適切に行う。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 P T Aは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。

(研 修)

第16条 P T Aは個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第17条 P T Aは個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

本規則は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。